

避難行動要支援者避難支援プラン



令和2年11月
愛西市

社会福祉課

< 目 次 >

第1 基本的考え方	2
第1 愛西市避難行動要支援者避難支援プラン策定の背景	2
第2 愛西市避難行動要支援者避難支援プラン策定の目的	2
第3 愛西市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ	2
第4 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者	2
第5 各主体の役割	4
第2 避難行動要支援者避難支援制度の全体イメージ	5
第3 避難行動要支援者情報の収集・共有方法	6
第1 情報の収集と共有	6
第2 名簿の作成	7
第3 個別計画の作成	7
第4 避難支援体制	8
第1 平常時における支援体制	8
第2 災害時における支援体制	8
第3 支援の活動内容	9
第5 避難情報等の発令・伝達方法	10
第1 避難にあたっての判断基準	10
第2 情報伝達体制の整備	11
第6 避難支援の流れ	13
第7 安否確認、安否情報収集、避難誘導の支援、避難所における支援	14
第1 避難誘導の流れ	14
第2 風水害時の避難支援対策・行動	16
第3 地震災害時の避難支援対策・行動	18
第4 平常時の備え	18
第8 避難行動要支援者避難訓練の実施	19

第1 基本的考え方

第1 愛西市避難行動要支援者避難支援プラン策定の背景

本市では、地域で支え合う仕組みづくりに必要な手法や体制づくりなどを構築することを目的として「愛西市災害時要援護者避難支援プラン」を策定しましたが、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍以上に上りました。他方で避難支援にあたった多数の支援者も犠牲となりました。また、近年の豪雨災害においては福祉施設への浸水により高齢者・障害者等の尊い命が失われたこともあり災害対策基本法（以下「災対法」）が改正されました。（平成25年6月）

これらの教訓から、自力では避難が困難な高齢者等を避難行動要支援者と位置付け、地域住民（避難支援者）が、実効性のある避難支援を行うことができるよう「愛西市避難行動要支援者避難支援プラン」として見直すものです。

第2 愛西市避難行動要支援者避難支援プラン策定の目的

愛西市避難行動要支援者避難支援プランは、災害発生時における、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するために、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、平常時から住民同士の顔の見える関係を作る等、地域の防災力を高め安全・安心な体制を構築することを目的とします。

第3 愛西市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

愛西市避難行動要支援者避難支援プランは、「愛西市地域防災計画」を上位計画とし避難者、要配慮者支援対策を具現化したプランです。

第4 要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者

市では、従来、災害時に安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を必要とする人々を「避難行動要支援者」と定義していましたが、災対法の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、次のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」と定義を改めます。

【用語の定義】

用語	意味
要配慮者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災対法第8条第2項第15号）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（災対法第49条の10第1項）
避難支援等関係者	市関係部署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防本部、津島警察署、自治会・自主防災組織、近隣者（地域防災計画「第1編第2章」より抜粋）

【要配慮者の特性と配慮を要する事項】

要配慮者は、情報の収集、判断、避難などについて適切な行動がとりにくい個々の特性がある。その主な種別と特性と配慮を要する事項は次のとおりである。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
一人暮らし高齢者	健康であっても加齢により行動機能が低下しています。	・地域とのつながりが希薄な場合、情報伝達、避難支援者の確保が必要です。
ねたきり高齢者	自力での行動が困難です。	・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要です。 ・避難所におけるバリアフリーの確保が必要です。
認知症	・自分で状況判断、避難が困難です。 ・自分の状況を伝えることが困難です。	・避難支援者が必要です。
視覚障害者	・視覚による情報収集、状況判断が困難です。 ・単独での迅速な避難行動が困難です。	・音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要です。 ・避難支援者が必要です。 ・避難所におけるバリアフリーの確保が必要です。

聴覚平衡障害 音声・言語障害者	・音声による情報収集、状況判断が困難です。 ・言語で状況を伝えることが困難です。	・視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要です。
肢体不自由者	・自力での行動が困難な場合が多いです。	・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要です。
内部障害者 難病患者等	・特定の医療器材、医薬品、食品が必要です。 ・外見では障害が分かりにくい場合もあります。	・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要です。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要です。 ・避難支援者が必要です。
外国人	外国語の案内が必要な者	・外国語の案内等が必要です。
乳幼児・妊産婦	0歳から3歳程度で自ら行動できない乳幼児、行動するのに支援が必要な妊産婦。	・避難支援者が必要です。

【避難行動要支援者の対象】

避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

種 別	対象者
高齢者	①65歳以上の一人暮らし ②要介護3以上の居宅で生活する者
障害者	①身体障害者手帳1～2級の者 ②療育手帳A判定の者 ③精神障害者保健福祉手帳1級の者
難病患者	難病患者の認定者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への記載を求める者の中で市長が必要と認めた者

第5 各主体の役割

避難行動要支援者を、地域住民(避難支援者)と市(行政)が協力して支援していくために、それぞれの役割を明らかにします。

1 市(行政)の役割

- ①避難行動要支援者避難支援プランを策定し、広く市民にその周知・啓発を図る。
- ②当市における避難行動要支援者支援の体制整備など、地域との連携のもとで、避難行動要支援者の支援を推進します。
- ③災害発生時の具体的な対応方針を災害対策本部の指示により明らかにします。

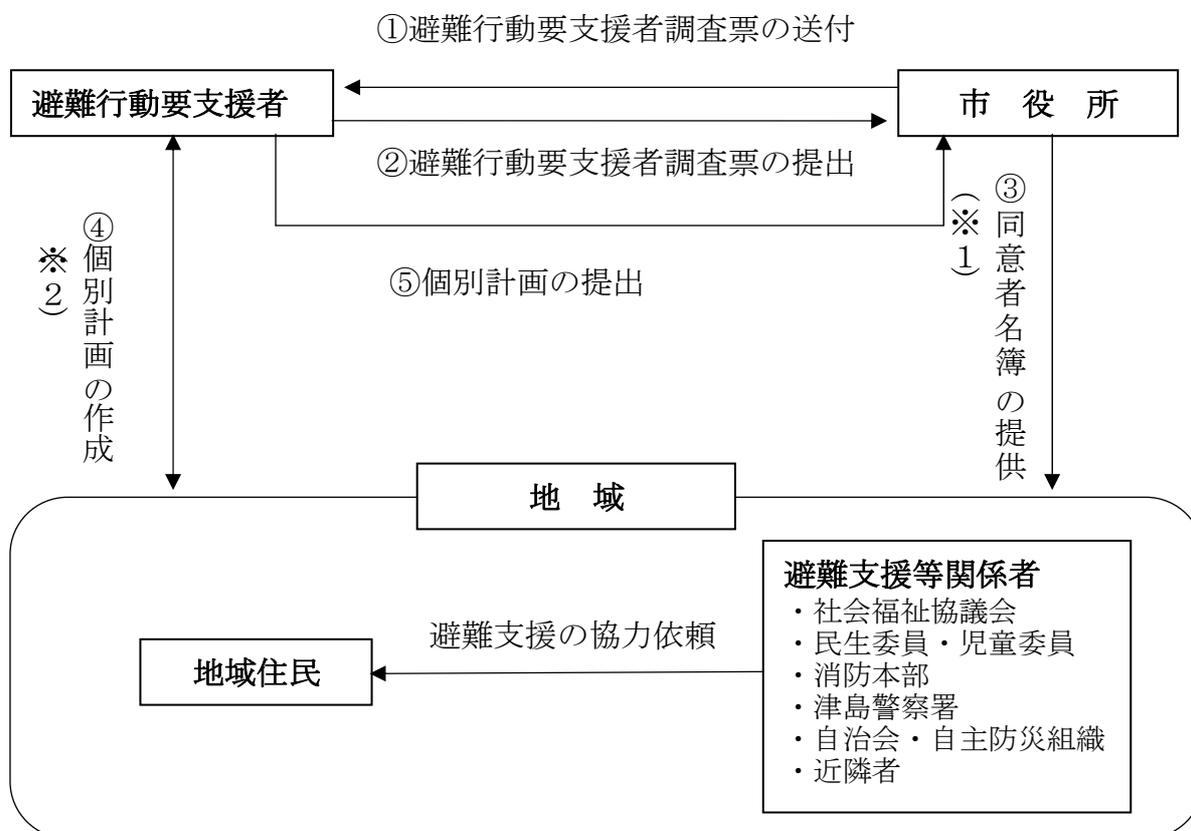
2 地域住民（避難支援者）の役割

予測ができない大地震等の発災時の初動期において、職員も被災しているため参集状況によっては公助の対策・支援には限界があります。昨今の被害状況等を検証する中で、避難行動要支援者の避難支援については、自助、共助を中心とした「地域における活動が不可欠」ということが教訓となっています。

このようなことを踏まえ、災害発生時に最も力になるものの一つである、『ご近所の助け合い』（向こう3軒両隣の互近助運動）を最大限に活用することが大切です。

- ①地域住民は、共助の精神により、「支援を必要とする人」を「同じ地域に暮らす人」が支援するという避難行動要支援者支援に対する理解を深め、その推進に努めます。
- ②自主防災会等は、それぞれの地区において体制づくりに努めるなど、市との連携のもとで、避難行動要支援者の支援に当たります。

第2 避難行動要支援者避難支援制度の全体イメージ



※1 災害時は対象者名簿を提供（同意不要）

※2 「避難行動要支援者台帳システム」を基に作成

第3 避難行動要支援者情報の収集・共有方法

第1 情報の収集と共有

災害時に避難行動要支援者の避難支援を行うためには、平常時からの避難行動要支援者の把握と避難支援等関係者間の情報共有が必要である。そのため、避難支援等関係者は日頃から地域での見守り活動を通して、避難行動要支援者の情報収集に努める。

1 情報収集

市は、要配慮者に関する情報を収集し、災対法の規定により、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。また、避難支援等関係者から寄せられた避難行動要支援者の情報も地域が実態に即した支援を行うことができるように「避難行動要支援者台帳システム（以下「システム」とする）」へ登録する。

2 情報管理

市は、愛西市個人情報保護条例及び愛西市情報セキュリティポリシーに基づき適切な情報の管理を行う。名簿情報の提供にあたっては、取扱方法等を十分に説明する等、漏洩防止のための必要な措置を講じたうえで提供する。

避難支援等関係者は、市から提供を受けた情報を厳重に管理しなければならない。また、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（災対法第49条の13（秘密保持義務）より抜粋）

避難行動要支援者台帳システムを利用した運用について

- ・ 帳票の修正、項目の追加等の機能を発揮し、刻々と変化する状況へ対応する。
- ・ データの一元管理で平常時、発災時に確実な情報を得られるように努める。
- ・ 更新を年に1回ないし複数回行うことで新鮮な情報になるよう努める。
- ・ 平常時は見守り台帳として特定の避難支援等関係者が利用し、地域内で顔の見える関係を作り地域防災力の向上を促す。
- ・ 地図機能を利用し避難行動要支援者を始め民生委員等登録された方々のお住まいを一目で確認できるよう管理し、また、避難場所までの経路等が把握しやすいよう個別計画の作成に努める。

第2 名簿の作成

市は、避難行動要支援者の避難の支援、安否確認、避難所での支援を行うため、避難支援等関係者と情報を共有する必要がある。市関係部局間にて連携して、避難行動要支援者への迅速な避難支援を目的に名簿を作成する。

1 対象者名簿

市は、本人の同意の有無に関わらず、災対法第49条の10第1項に基づき避難行動要支援者の対象者名簿を作成する。記載する事項は次のとおりとする。

- ①指名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居住地 ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥緊急連絡先（電話番号、本人との関係）⑦避難支援等を必要とする事由
- ⑧その他避難支援等の実施に必要な事項

2 同意者名簿

市は、災害時の支援を希望し、避難支援等関係者へ情報を提供することに同意を得た者の名簿を作成する。

3 名簿の作成と配布

市は、平常時から同意者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供時点の最新の名簿を配布して情報を共有する。平常時に配布する同意者名簿は5年に一度、再度同意を確認する。災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、対象者名簿を避難支援等関係者その他の者に対して提供し、避難支援に活用する。

消防署、危機管理課へ、名簿を設置し緊急時に活用する。年に一度名簿を更新し、災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には最新の名簿を提供する。

第3 個別計画の作成

避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別計画の策定を進め、緊急時の避難支援方法の確立が必要である。

1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

避難支援等関係者と連携をして実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

2 個別計画の策定の具体的作成手順

避難支援等関係者は、避難行動要支援者もしくはその家族と協議を行い、本人の同意を得て可能な範囲で個別計画に記入する。

3 個別計画の保管と更新

避難行動要支援者は、市に個別計画を提出し、市は確認したうえで、関係各課、名簿を提供している避難支援等関係者に提供し、名簿更新に合わせて個別計画を更新する。なお、個別計画の変更があった場合は、随時変更を受け付ける。

第4 避難支援体制

第1 平常時における支援体制

- (1) 市は、同意者名簿を個人情報の保護に配慮しつつ、自主防災会などの関係団体と情報共有します。
- (2) 市は、社会福祉施設等と連携し、住宅、避難所等での生活が困難な者について緊急受け入れを調整します。
- (3) 関係団体は、同意者名簿の情報をもとに、避難情報の伝達や安否確認、避難支援について体制を整備します。特に、地域住民からなる自主防災会（町内会）は、災害時に隣近所で声を掛け合えるよう日ごろからコミュニティづくりを進め、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

第2 災害時における支援体制

- (1) 市は、避難情報を多様な方法（同報系防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、ショートメール、固定電話とFAXへの災害情報一斉配信、ケーブルテレビ、コミュニティFM、市広報車、自主防災会等・消防団による呼びかけ、ラジオ、ホームページ、防災速報アプリ、SNS（LINE）等）により市民に伝達します。その際は、避難情報の区域に該当する自主防災会などの関係団体に対しても速やかに伝達します。
- (2) 市は、避難情報を発令したときは、個人情報の保護に配慮しながら、未同意者を含めた避難行動要支援者についての情報を関係団体に提供し、情報共有に努めます。
- (3) 市は、避難行動要支援者の避難状況について、自主防災会などの関係団体を通じて情報収集を行い、福祉避難所等の必要な調整を行います。
- (4) 避難情報の伝達を受けた関係団体は、互いに連携し、情報伝達や安否確認を行うとともに、避難行動要支援者が安全な場所（☆1）に避難できるよう、支援を行います。

☆1 安全な場所

災害の状況に応じ身の安全を確保する事が重要なので必ずしも避難場所への避難を促すわけではありません。例えば大雨時や夜間等むやみに移動することは危険を伴います。（浸水の恐れがある場合は自宅2階等の垂直在宅避難等です。）

- (5) 避難情報の伝達を受けた社会福祉施設等は、重度の介護対象者等の受入れ等を実施します。

第3 支援の活動内容

市（行政）は、避難行動要支援者の支援活動を全庁的に展開し、地域・地区が実施する支援活動との連携を図るため、次のとおり活動内容を定め、避難行動要支援者対策を効果的に推進する。

1 平常時の活動内容

■平常時の主な活動内容■

(1) 総務 (社会福祉課)	① 愛西市避難行動要支援者避難支援プランの策定に関する事 ② 福祉避難所の設定、社会福祉法人等との協定等の締結に関する事
(2) 登録・更新 (社会福祉課 高齢福祉課 危機管理課)	① 避難行動要支援者登録制度の普及・啓発に関する事 ② 個人情報保護に十分配慮し、市で保有する避難行動要支援者情報の共有（行政内部）、自主防災会などの関係団体への情報提供に関する事 ③ 関係団体への情報提供に際しての協定等の締結に関する事 ④ 関係団体から提供された情報等に基づく避難行動要支援者の台帳登録・更新に関する事 ⑤ 関係団体が決定した避難支援者に係る情報の整備に関する事
(3) 情報伝達 (危機管理課、 社会福祉課 高齢福祉課、消 防本部総務課)	① 情報伝達体制の整備に関する事 ② 情報伝達訓練、避難支援訓練など避難行動要支援者支援の普及啓発に関する事

2 災害時の活動内容

■災害時の主な活動内容■

(1) 総務 (保険福祉部)	① 避難場所・避難所及び福祉避難所の開設、運営及び避難者・要配慮者の保護に関する事 ② 要配慮者の被害調査及び援護に関する事
(2) 情報伝達 (災害対策本部、企画政策部)	① 避難の勧告、指示又は解除に関する事 ② 災害時の通信統制及び非常通信に関する事 ③ 自主防災組織、自治会等との連絡調整に関する事

第5 避難情報等の発令・伝達方法

第1 避難にあたっての判断基準

1 避難支援活動の判断基準

避難行動要支援者を含む地域住民が避難するための判断基準は、次のとおりとします。この判断基準を受けて、自主防災会などの関係団体は、避難行動要支援者の避難支援活動を行うものとします。

(1) 市から次の避難情報等の発令があった場合

- ①警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始
- ②警戒レベル4 避難勧告、避難指示(緊急)
- ③警戒レベル5 災害発生情報
- ④警戒区域の設定

警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始は、避難の勧告・指示よりも前の段階で、人的被害の発生のあると判断されたときに行うものです。避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々には避難する準備を求めています。市からこの情報が出た場合、避難行動要支援者は、避難を開始する必要があります。

警戒レベル4 避難勧告、警戒レベル4 避難指示(緊急)とは

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市長が災害対策基本法に基づき「立ち退きの勧告」「立ち退き先の指示」を行うものです。この勧告・指示を受けた地域住民の方々は、直ちに避難しなければなりません。

※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ずしも発令されるものではありません。

警戒レベル5 災害発生情報

すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとることが求められます。

警戒区域の設定とは

災害が発生し、または発生しようとしているとき、市長等（知事、警察官、消防職員、自衛官）が生命等への危険防止のため、「警戒区域」を設定し、立入りの制限、禁止、退去命令を行うものです。

※2019年の6月頃より「警戒レベル」を用いた、避難情報が発令されています。

警戒レベル1、2は気象庁が発表するもので、これらの情報発表時は災害への心構えを高め、ハザードマップの確認をするなど、避難に備えることが重要です。

(2) 大規模地震が発生した場合

大規模地震が発生した場合は、市の災害（避難）情報の伝達を待つことなく、避難する必要があります。

特に、震度6弱以上の大規模地震が発生した場合は、大きな災害が発生していますので、直ちに避難行動を開始することが大切です。

(3) 自ら判断し自主避難が必要な場合

気象情報や周囲の状況等から判断し、自主避難が必要と思われた場合においては、市の災害（避難）情報の伝達を待つことなく、知人宅や親類宅などへ避難行動を開始します。

第2 情報伝達体制の整備

災害時の的確な対応を可能とするためには、避難行動要支援者とその支援をする方々に対し、いかに迅速かつ正確な災害情報を伝達できるかにかかっています。そこで、市（行政）は、災害情報の伝達ルートと手段を整備する必要があります。

1 災害情報の伝達ルート

多数の避難行動要支援者が市の全域で発生することも想定されますので、次の伝達ルートにより災害（避難）情報を伝達することが妥当と考えられます。

(1)原則として市は、自主防災会（町内会）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に対する情報伝達を行います。

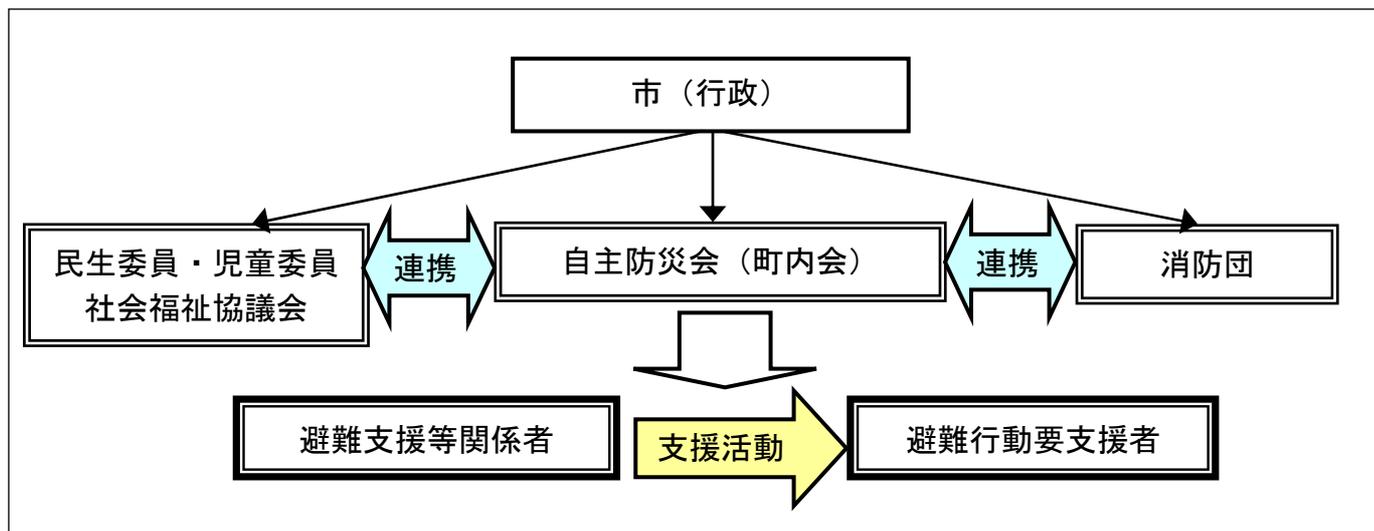
■情報伝達の対象者と所管部署■

市の情報伝達の対象者	市の所管部
自主防災会（町内会）	企画政策部
消防団	消防本部
民生委員・児童委員、 社会福祉協議会	保険福祉部

(2)その上で自主防災会（町内会）、消防団、民生委員・児童委員は、互いに連携を図りながら、避難行動要支援者と避難支援者に情報伝達を行います。

(3)これらの伝達網に加え、市は、同報系防災行政無線の一斉放送による情報伝達も行います。

■一般的な情報伝達ルート■

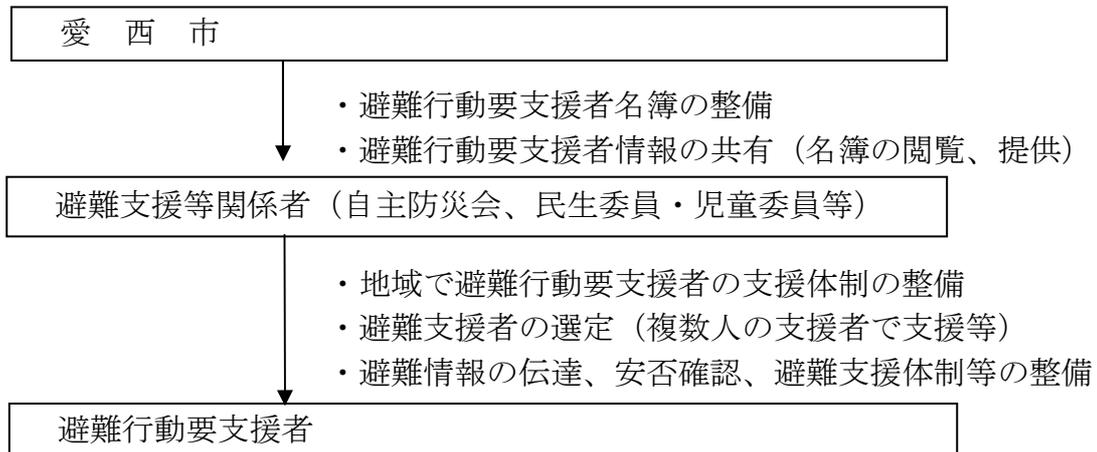


2 災害情報の伝達手段

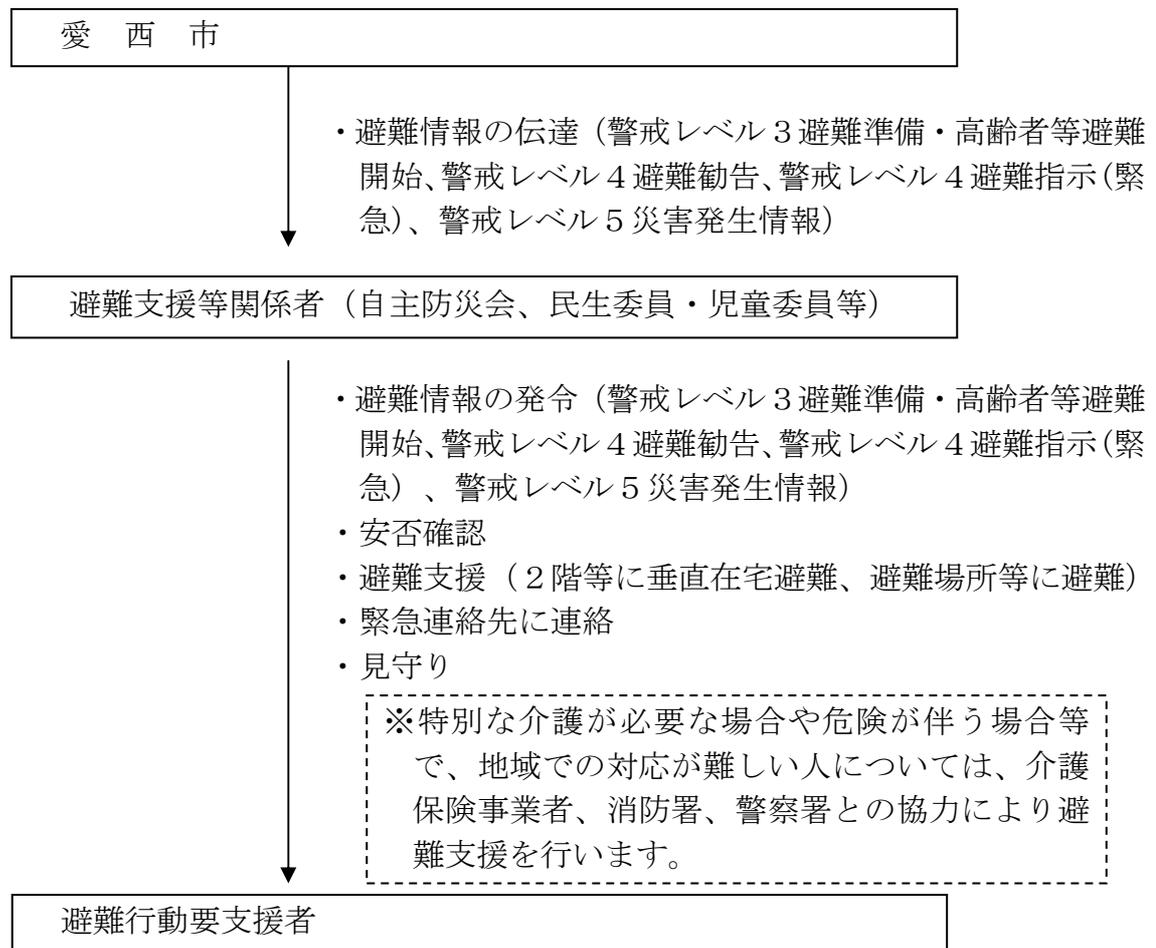
- ① 同報系防災行政無線
- ② 防災メール（一斉配信）
- ③ ショートメール（SMS）
- ④ 緊急速報メール
- ⑤ 固定電話（家電）とFAXへの災害情報一斉配信
- ⑥ ケーブルテレビ（L字放送）
- ⑦ コミュニティFM（FMななみ）
- ⑧ 市広報車（アナウンス）
- ⑨ 自主防災会等・消防団による呼びかけ
- ⑩ ラジオ
- ⑪ ホームページ
- ⑫ SNS（LINE）
- ⑬ 防災速報アプリ 等

第6 避難支援の流れ

■平常時



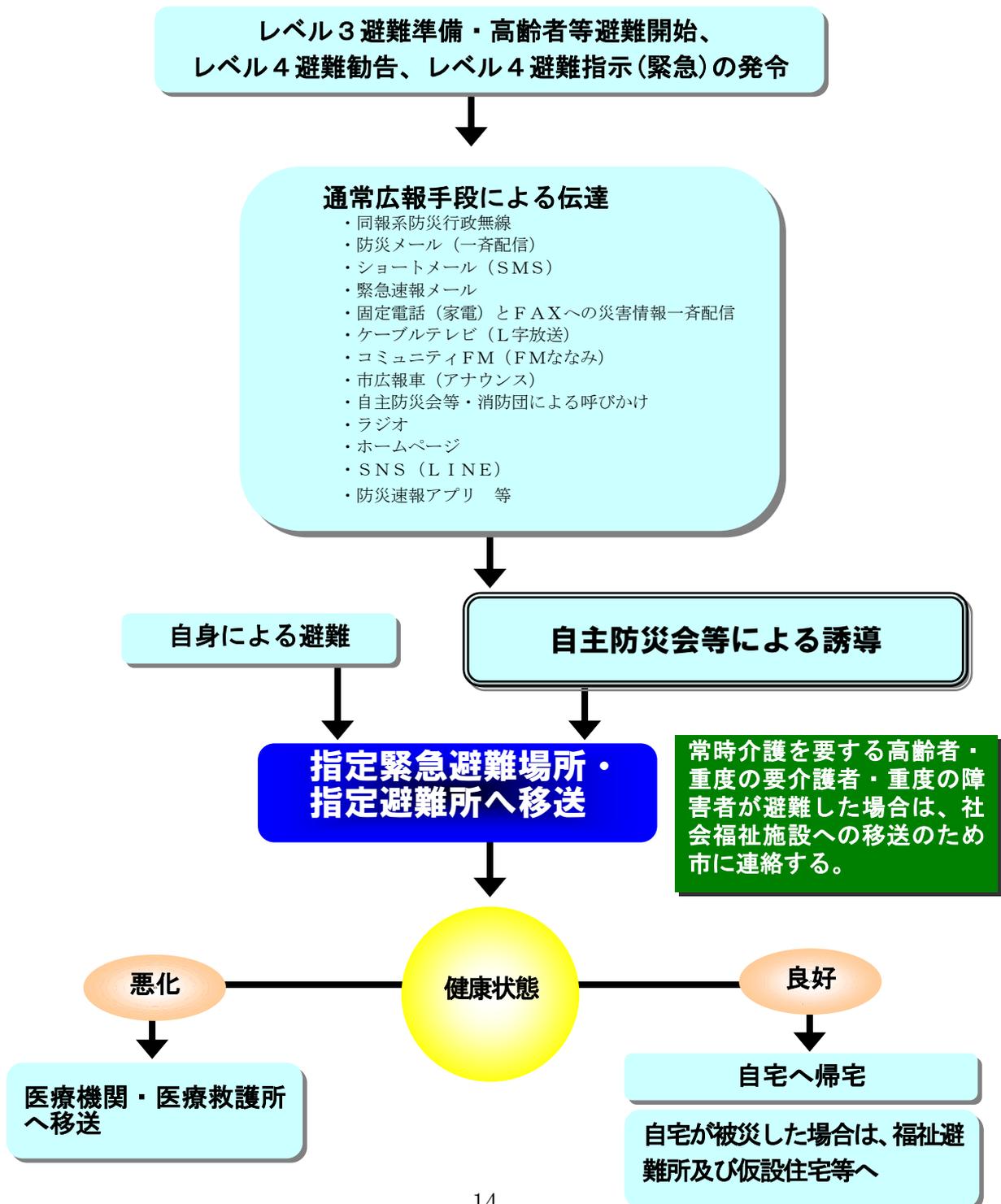
■災害時



第7 安否確認、安否情報収集、避難誘導の支援、避難所における支援

第1 避難誘導の流れ

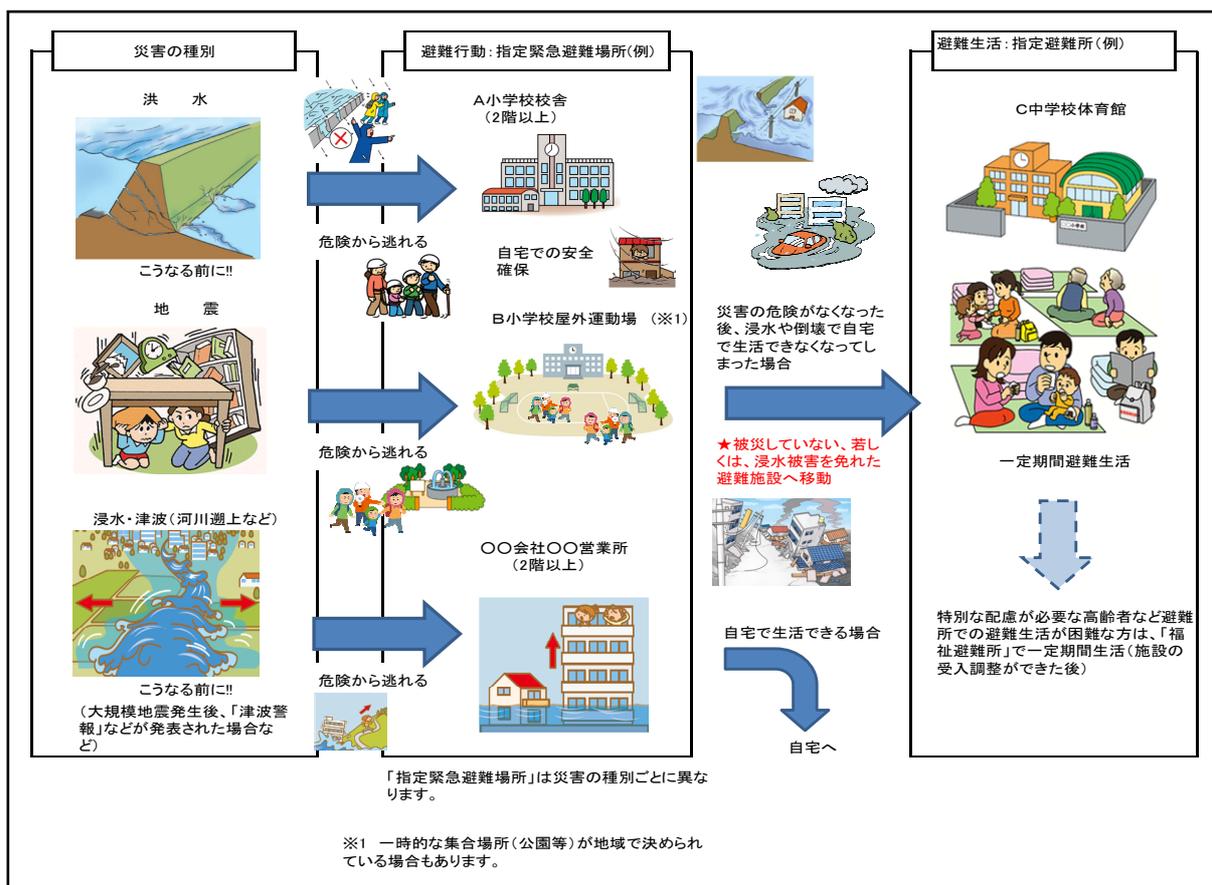
高齢者や障害者等、避難行動要支援者の避難誘導の主な流れは以下のとおりです。



災害の種類によって身の安全を確保することのできる避難場所は異なります。(状況によっては、自宅や職場にとどまることが安全な場合もあります。)

また、自宅などが被災した場合には、避難した「避難場所」から被災していない小中学校の体育館や市の施設などの「避難所」に移り、避難生活を送ることになります。

「一番近い避難所」が「すべての災害において真っ先に向かうべき避難場所」であると思っていませんか。災害発生時に向かうべき避難場所は、自分たちに起こりうる危険性の種類や度合い、自宅の建っている条件や家族構成などによって異なります。(お住まいの地域ごとに指定緊急避難場所・指定避難所は限定していません。)



(避難行動の流れイメージ図)

1 指定緊急避難場所とは (以下「避難場所」)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性などの一定の基準を満たす施設または場所 (※)

命を守るために一時的に避難する場所です。災害のおそれがなくなった後、自宅が被災し生活できない場合は、被災していない指定避難所へ移動することになります。

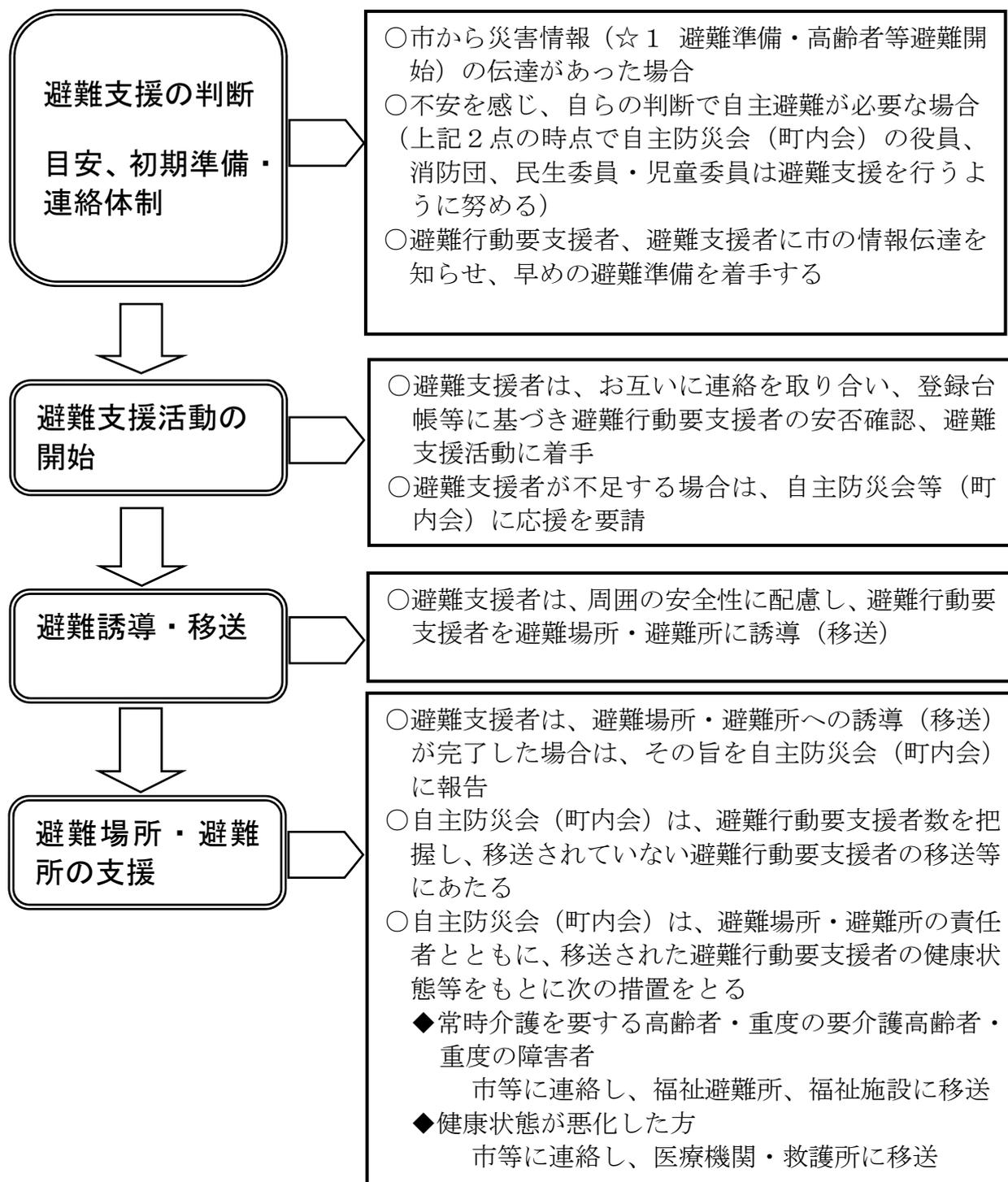
(※) 市洪水ハザードマップや市地震ハザードマップに示しています。想定浸水深や建物の耐震性、構造、道路幅員などを基準としています。

2 指定避難所とは (以下「避難所」)

災害の危険性がなくなるまで、避難者が滞在したり、自宅が被災し戻れなくなった被災者が**一定期間避難生活を送ったりする施設**です。

第2 風水害時の避難支援対策・行動

1 避難行動要支援者の避難支援の手順



☆1 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら・・・

⇒ 避難に時間を要する高齢者や障害者等は避難を開始する。

－災害時における連絡網・手段の確保－

☆自主防災会（町内会）の連絡網の整備が重要です。

代表 ⇄ 役員 ⇄ 避難支援者 ⇄ 避難行動要支援者

*避難所等の電話番号の周知を凶ってください。

☆連絡手段は以下のとおりです。

一般電話・携帯電話

*一般電話・携帯電話使用が不可の場合 直接連絡、ハンドマイク等を活用します。

－避難行動要支援者を移送する場合－

歩行が不可能な常時介護を要する高齢者・重度の要介護高齢者・重度の障害者の移送には、かなりの困難を伴いますので、その方が所有する車イスを使用してください。無い場合は次のようなことを想定してください。

☆ 歩行できない方を移送する場合で、車イスがないときは、毛布などで簡易タンカを製作して移送する。

☆ 自主防災会（町内会）では、平常時から、こうした簡易タンカを製作し準備しておく役立ちます。

－常時介護を要する高齢者・重度の要介護高齢者・重度の障害者の方々への対応－

歩行が不可能な常時介護を要する高齢者・重度の要介護高齢者・重度の障害者の方々には、通常の避難所で生活するにはかなりの困難を伴いますので、次のようにしてください。

☆ 福祉避難所や福祉施設への移送が難しい場合は、当面、昼があって休める場所を確保する必要があります。

☆ 避難所生活が困難、周囲への影響を考慮して、福祉避難所を開設し、そこへ移送してください。

－健康状態が悪化した方々への対応－

避難所生活が長くなるにつれ、エコノミー症候群等、健康状態が悪化する方々が出てきますので、次のように対応を心がけてください。

☆ 健康状態が特に悪化した場合は、市または消防署に連絡し、医療機関や救護所に移送してください。

☆ 特に悪化したケース以外の重症でない場合は、市で行う保健巡回サービスを利用してください。

第3 地震災害時の避難支援対策・行動

1 地震の特質と対応

－ 緊急地震速報の活用 －

気象予報の精度も上がり大雨、台風等の風水害は予測できるため早めの避難行動をとることが可能ですが、いつ起こるかわからない大地震は、その予測が難しいとされ、平成19年10月から気象庁による「緊急地震速報」の運用が開始されました。この速報は、強い揺れの地域の名前を、強い揺れがくる数秒から数十秒前にお知らせするものです。ただし、直下型地震や震源に近い所では、間に合わないことがあり、この速報の特徴を理解した上で、活用を図ってください。

－ 地域の助けあいが大切 －

南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震等が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。また、震度6弱を超えるような巨大地震が起こると広範囲に影響があり地域全体に甚大な被害が発生することが想定されます。そのため、地域全体が被災している中で、ご近所同士の助け合いが重要視され、「みんなが被災しているからこそ、ご近所の助け合いが大切」であると考えられます。

2 避難行動要支援者の避難支援の手順

避難行動要支援者の避難支援の手順は、風水害時の「避難行動要支援者の避難支援の手順」とほぼ同様です。(大きな揺れを感じたら倒壊家屋等に注意し、安全な場所へ避難し、津波・浸水については状況に応じて垂直避難等を行う。)

第4 平常時の備え

避難行動要支援者の平常時の備えは以下のとおりです。

避難行動要支援者の種類	平常時に備えておくこと
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・ 地域における指定緊急避難所等を把握する。・ 自宅の安全対策（転倒防止、飛散防止フィルム等の対応を行う。）を行う。・ 非常持ち出し物を確認（貴重品、懐中電灯、非常食、飲料水、医薬品、衣類、衛生用品、緊急連絡先一覧、その他必要に応じてメガネ、入れ歯、補聴器等）する。

高齢者・障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて介護用品、車イス、杖等の準備をする。 ・医療機器、持薬、治療食、特別食等の準備をする。
妊産婦 乳幼児等	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳等の準備をする。 ・ミルク、哺乳瓶、離乳食、紙おむつの準備をする。

第8 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災会（町内会）は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

また、避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくるため、自主防災会等による避難訓練を実施し、支援体制の充実を図りましょう。

避難行動要支援者避難訓練は、地域住民や避難支援者等が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報等を共有し、避難準備情報・避難勧告等の伝達確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うものとします。

毎年、実施される「市総合防災訓練」等において、避難行動要支援者に対する避難行動訓練や安否確認訓練等を実施します。

＜ 防災の日：9月1日 防災週間：8月30日～9月5日 ＞

■ 避難行動要支援者避難訓練の例 ■

主な訓練内容の例
<ul style="list-style-type: none"> ☆実際に避難行動要支援者宅を避難支援者が訪問し、指定避難所（小学校体育館等）まで避難支援（避難行動）を実施。 ☆自主防災会（町内会）、民生委員・児童委員、避難支援者等が参加し、安否確認の実施、避難所までの避難支援、避難所と災害対策本部との情報伝達、避難行動要支援者の確認状況をマップに整理する訓練を組み合わせ実施。 ☆市から民生委員・児童委員全員に連絡し、同時に個々の地区の状況を聞き取る伝達訓練を実施。 ☆自主防災会（町内会）による住民の安否確認、福祉避難所への移送が必要な避難行動要支援者を福祉避難所へ避難支援、容態確認（面接による顔色や気分確認、血圧測定等）を実施。 ☆避難行動要支援者を指定避難所からタクシーで福祉避難所に移送する訓練を実施し、避難行動要支援者支援の一連の流れを確認。



愛西市マスコットキャラクター
あいさいさん

<事務局> 保険福祉部 社会福祉課

〒496-8555

愛西市稲葉町米野308番地

電話：0567-55-7115（内線145・146）

FAX：0567-26-5515

メール：syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp